

## 会員規約一部改訂のお知らせ

2019年4月29日(月・祝)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしましたので、ご案内申し上げます。

### ■主な改訂内容 新旧対比

改訂前	改訂後
<p><b>【カード会員規約】</b></p> <p>第7条（年会費） 会員は、当社に対し、別に特約で定める場合を除き、毎年、所定の年会費を支払うものとします。尚、支払い済みの年会費は事由の如何にかかわらず返却しないものとします。</p> <p>第12条（カードの紛失・盗難） 3. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、会員は支払いの責を負うものとします。 (1)～(5)－記載省略－ (6) 紛失・盗難等の通知を当社が受理した日の<b>前日より起算し、さかのぼって61日以前</b>に当該カードが利用されていた場合。 (7)～(9)－記載省略－</p> <p><b>【エムアイポイントサービス特約】</b></p> <p>第4条（本会員と家族会員のポイントの取扱い） 5. 本会員がクレジットカード会員規約に基づき退会またはクレジットカード会員の資格を喪失した場合、本会員及び家族会員が貯めたポイント残高は全て失効します。ただし、家族会員が当社所定の時まで別のエムアイポイント会員の資格を得た場合は、本会員及び家族会員が貯めたポイント残高を引き継ぎ利用することができます。当該別のエムアイポイント会員の資格を得た家族会員が複数いる場合は、ポイント残高の全部を本会員が予め指定する（ただし、当該指定がないときは、当社が指定します。）一名のみが引き継ぐことができます。</p>	<p><b>【カード会員規約】</b></p> <p>第7条（年会費） 会員は、当社に対し、別に<b>特約等</b>で定める場合を除き、毎年、所定の年会費を支払うものとします。尚、支払い済みの年会費は事由の如何にかかわらず返却しないものとします。</p> <p>第12条（カードの紛失・盗難） 3. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、会員は支払いの責を負うものとします。 (1)～(5)－記載省略－ (6) 紛失・盗難等の通知を当社が受理した日より<b>61日以前</b>に当該カードが利用されていた場合。 (7)～(9)－記載省略－</p> <p><b>【エムアイポイントサービス特約】</b></p> <p>第4条（本会員と家族会員のポイントの取扱い） 5. 本会員がクレジットカード会員規約に基づき退会またはクレジットカード会員の資格を喪失した場合、本会員及び家族会員が貯めたポイント残高は全て失効します。ただし、家族会員が当社所定の時まで別のエムアイポイント会員の資格を得た<b>ことを当社に申告し、当社がこれを認めた場合は</b>、本会員及び家族会員が貯めたポイント残高を引き継ぎ利用することができます。当該別のエムアイポイント会員の資格を得た家族会員が複数いる場合は、ポイント残高の全部を本会員が予め指定する（ただし、当該指定がないときは、当社が指定します。）一名のみが引き継ぐことができます。</p>

対象カード：MICARD+、JR MICARD+

改訂前	改訂後
<p><b>【百貨店カード特約】</b></p> <p>第1条（カード名称） 当社がグループ百貨店と提携して発行するクレジットカードの名称は、本規約の表紙に記載したものととなります。</p> <p>(追加)</p> <p>第2条（会員規約の特則） －記載省略－</p>	<p><b>【百貨店カード特約】</b></p> <p>第1条（カード名称） 当社がグループ百貨店と提携して発行するクレジットカードの名称は、本規約の表紙等に記載したものととなります。</p> <p><b>第2条（年会費の特典）</b> 会員規約第7条の定めにかかわらず、会員（但し、ゴールドカード及びプラチナカードの本会員と家族会員は除く）は入会初年度に限り、年会費無料の特典を受けることができます。但し、会員が退会后、再度入会する場合は、この特典は受けられません。</p> <p>第3条（会員規約の特則） －記載省略－</p>

上記は、わかりにくい表現の修正およびサービスの運用に則した表現へ見直しを行いました。  
サービス内容等に変更はございません。

改訂前	改訂後
<p><b>【Visaカード特約】</b></p> <p>第4条（海外利用代金の決済レート等） 日本国内外を問わず、海外決済ネットワークを通じて取引されたカード利用代金は、利用代金がVisaの決済センターにおいて集中決済された時点での、Visaの指定する金額となります。ショッピングの場合には、前述の利用代金に加え、海外取引関係事務処理経費として<del>1.63%</del>、または当社の定める料率を加えた金額を支払うものとします。但し、日本国内外を問わず、円建て取引を行った場合には、海外取引関係事務処理経費を加えません。尚、海外キャッシングサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。</p>	<p><b>【Visaカード特約】</b></p> <p>第4条（海外利用代金の決済レート等） 日本国内外を問わず、海外決済ネットワークを通じて取引されたカード利用代金は、利用代金がVisaの決済センターにおいて集中決済された時点での、Visaの指定する金額となります。ショッピングの場合には、前述の利用代数に加え、海外取引関係事務処理経費として2%、または当社の定める料率を加えた金額を支払うものとします。但し、日本国内外を問わず、円建て取引を行った場合には、海外取引関係事務処理経費を加えません。尚、海外キャッシングサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。</p>

#### 海外取引関係事務処理経費の料率変更について

海外決済ネットワークを通じてお取引されたカードご利用代金(ショッピング分)について、円換算に係る事務処理経費の料率をこれまでの1.63%から2%に変更いたしました。

#### ■お知らせ

2018年12月20日より海外でのショッピング利用におけるポイント率を以下の通り変更しております。今後も引き続き、海外でのカードサービスの改善を進めてまいります。

2018年12月20日～ 海外でのショッピング利用におけるポイント率

- ・ ゴールドカード、プラチナカード 1.0%→1.5% (200円で2ポイント → 200円で3ポイント)
- ・ ゴールドカード、プラチナカード以外のカード 0.5%→1.0% (200円で1ポイント → 200円で2ポイント)